

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度におけるWIPO国際事務局に対する手続きの代理人の選任および代理人の名称・住所の変更手続きについて教えてください。

WIPO国際事務局に対する手続きの代理人の選任および代理人の名称・住所の変更には、従来、様式MM12（代理人選任）および様式MM10（代理人の名称・住所変更）の提出が必要でしたが、2021年3月からこれらの様式に加えてオンラインの画面入力で行うこともできるようになりました。

## 1. オンライン手続きの方法は？

WIPO IP PORTAL<sup>\*1</sup>から「MENU > TRADEMARKS > File&Manage > Management of Representative」を選び、画面の案内に沿って必要事項を入力するだけで、手続きできます。複数の国際出願または国際登録について一括して手続きすることも可能です。

なお、ご利用の際にはWIPOユーザーアカウント (WIPO Account) が必要です。WIPOユーザーアカウントは、WIPO IP PORTALのトップ画面から簡単に開設することができます。

## 2. 従来どおりMM12やMM10の様式で手続きすることも可能ですか？

MM12およびMM10を引き続きご利用いただくこともできます。

その場合は、WIPOのウェブサイト

に掲載されている様式<sup>\*2</sup>をダウンロードして必要事項を入力し、作成したデータをContact Madrid<sup>\*3</sup>にアップロードすることにより、WIPOに提出してください。

## 3. 代理人を変更する場合、旧代理人について辞任届を提出する必要はありますか？

辞任届は不要です。

既に代理人が存在している場合でも、新たに選任手続きをしていただくことにより、代理人の変更が記録されます（新しく選任した代理人に更新されます）。

## 4. 署名欄への記入はタイプ打ちでもよいのでしょうか？

オンラインの「Management of Representative」の場合も、MM12およびMM10の場合も、タイピングによる署名で問題ありません（手書きの署名や押印でなくても手続きすることができます）。

## 5. 料金はかかりますか？

代理人の選任や代理人の名称・住所の変更には料金はかかりません。

## 6. 既に選任している代理人の電子メールアドレスだけを変更する場合、どうすればよいですか？

その場合は様式MM10は使用せず、「Management of Representative」をご利用ください。「My request concerns」の項目で「A change of name and/or contact details of an existing representative」を選択し、必要事項を入力していただくと、電子メールアドレスの変更をWIPOへ連絡することができます。

WIPOから送付される通知を確実に受領できるよう、電子メールアドレスの記載に誤りがないか、現在WIPOに登録しているアドレスが最新のものが、よくご確認ください。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

※1 <https://ipportal.wipo.int/>

※2 <https://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

※3 <https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先  
(日本語)】

TEL : 03-5532-5045 (マドリッド制度)

TEL : 03-5532-5030 (その他制度等)

URL : [wipo.int/japan](https://wipo.int/japan)